

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 29 年 3 月 30 日（木）午前 8 時 57 分～午前 9 時 22 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部指導担当参事、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし 説明員：都市整備部都市計画課長
議 題	1 武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（案）について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1：一部修正の上、決定する。 議題 2：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（案）について （都市整備部長説明） 本計画は、東京都耐震改修促進計画が平成 28 年 3 月に改定されたことを踏まえ、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間として、策定するものである。 本計画（案）の内容については、庁議への付議に先立ち、3 月 24 日の調整会議であらかじめ調整を図ってきたところである。資料に基づく内容は、都市計画課長から説明する。 （都市整備部都市計画課長説明） 本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）の規定に基づき策定するものであり、市内の住宅や公共建築物等の耐震化を図ることにより、まちの防災性を高め、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的としている。 本市においては、これまで、平成 21 年 6 月に策定した武蔵村山市耐震改修促進計画に基づき施策を展開してきたが、平成 27 年度をもって計画期間が満了し、昨年 3 月に東京都耐震改修促進計画が改定されたことを受け、今般、武蔵村山市第二次耐震改修促進計画を策定し、耐震化の新たな目標及び施策を示すものである。

目次を御覧いただきたい。本計画は、「第 1 章 計画の概要」「第 2 章 武蔵村山市の現状」「第 3 章 耐震化の基本方針」「第 4 章 耐震化促進のための施策」の全 4 章で構成されており、巻末に「参考資料」を掲載している。

1 ページを御覧いただきたい。「第 1 章 計画の概要」である。「1-1 計画の目的」について、本計画は、市内の住宅や公共建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進し、耐震性の向上を図ることにより、まちの防災性を高め、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的としている。

「1-2 計画の位置付け」について、本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するもので、東京都耐震改修促進計画及び武蔵村山市地域防災計画等との整合性を図っている。

「1-3 計画の期間」については、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とする。なお、社会経済状況や関連計画の改定等に対応するため、おおむね 5 年を目途として検証を行い、必要に応じて計画内容を見直すこととしている。

「1-4 対象区域及び対象建築物」について、本計画の対象区域は武蔵村山市全域とし、対象建築物は新耐震基準の導入以前に建築された建築物のうち、特定緊急輸送道路沿道建築物など、表 1-4-1 に示すとおりである。「特定既存耐震不適格建築物等一覧」として、対象建築物の用途・規模要件を掲載している。

5 ページを御覧いただきたい。「第 2 章 武蔵村山市の現状」である。「2-1 想定する地震の規模及び被害の状況」では、東京都耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改定）において想定する東京湾北部地震、元禄型関東地震、多摩直下地震及び立川断層帯地震のうち、本市により影響を及ぼすおそれのある多摩直下地震及び立川断層帯地震が発生した場合による被害を主に想定することとしている。

「(1) 武蔵村山市における被害想定」では、多摩直下地震、立川断層帯地震、東京湾北部地震、元禄型関東地震による本市の被害想定を表 2-1-1 に示している。多摩直下地震による本市の被害は、建物全壊棟数 438 棟、焼失棟数 1,561 棟、死者 48 人、負傷者 412 人と想定されており、また、立川断層帯地震では、建物全壊棟数 1,900 棟、焼失棟数 3,243 棟、死者 137 人、負傷者 1,050 人と想定されている。建物全壊の原因はほとんどが「ゆれ」によるもので、建物自体に原因がある。また、死者は建物被害、火災等に起因し、負傷者のほぼ全てが建物とその付属物による被害である。

「(2) 多摩直下地震及び立川断層帯地震の被害想定」では、多摩直下地震及び立川断層帯地震による被害想定、死者数及び負傷者数は、表 2-1-2 及び表 2-1-3 のとおりである。多摩直下地震では、

本市の死者数の割合は 0.07%で、東京都及び多摩地域を上回っている一方、負傷者数の割合は 0.59%で下回っている。また、立川断層帯地震では、本市の死者数及び負傷者数の割合は、いずれも東京都及び多摩地域を大きく上回っている。被害の状況は、多摩直下地震の場合、死者数及び負傷者数は、東京都及び多摩地域では、ゆれ・液状化・建物被害による割合が最も多い一方、本市における死者数では火災による割合が一位と想定されている。また、立川断層帯地震の場合、本市の死者数及び負傷者数は、東京都及び多摩地域と同様に、ゆれ・液状化・建物被害による割合が一位で、次位が火災によるものと想定されている。

「2-2 地震に関する地域危険度」では、東京都により 5 年おきに行われる地震に関する地域危険度測定調査の結果を紹介している。この調査は、都内の市街化区域 5,133 町丁目ごとの地震に関する危険性について、建物倒壊、火災及びこの二つを総合化したものの面から測定したもので、危険度として 5 段階で相対的に評価している。

「(1) 地域危険度の種類」は、①建物倒壊危険度、②火災危険度、③総合危険度の三つの指標から構成されている。

「(2) 武蔵村山市における地域危険度」について、本市の地域危険度を東京都全域と比較すると、市内の大部分の町丁目がいずれの指標でも下位に属しており、危険度は低い水準にある。「① 建物倒壊危険度」については、大南三丁目が危険度ランク 2 と評価され、それ以外は危険度が最も低いランク 1 となっている。「② 火災危険度」については、大南一丁目から五丁目までが危険度ランク 2 と評価され、それ以外は危険度ランク 1 となっている。「③ 総合危険度」については、大南一丁目から三丁目まで及び五丁目が危険度ランク 2 と評価され、それ以外は危険度ランク 1 となっている。

「(3) 地域危険度のまちづくりへの活用」については、地震に対する安全性向上のための施策の展開を図る際の指標として、また、地震に対する市民の認識を深めるための基礎的資料として、地域危険度を活用していくこととしている。

「2-3 耐震化の現状」では、住宅、民間特定建築物、防災上重要な公共建築物について、本市における耐震化の状況を推計している。「(1) 住宅の耐震化の状況」について、平成 25 年の住宅・土地統計調査を基に推計したところ、本市の住宅総数は 26,510 戸であり、住宅の耐震化率は約 79.8%となっている。

「(2) 民間特定建築物の耐震化の状況」については、表 2-3-3 のとおり、合計で 82.3%となっている。

「(3) 防災上重要な公共建築物の耐震化の状況」は、表 2-3-4

から表 2-3-6 までに示したとおりであり、全体の耐震化率は約 98.4%となっている。

16 ページを御覧いただきたい。「第 3 章 耐震化の基本方針」である。「3-1 耐震化の目標」では、本市における耐震化の目標として、対象建築物ごとの耐震化率の目標を設定している。

「(1) 住宅の耐震化の目標」について、目標設定に当たっては、国の基本方針及び「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を踏まえ、東京都耐震改修促進計画において平成 32 年度までに 95%以上、平成 37 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としていることを考慮し、本計画においても同様の目標としている。

図 3-1-1 として、住宅の耐震化率推計の考え方を示している。平成 32 年度（目標）については、過去の住宅・土地統計調査の数値を基に推計したもので、総数 28,740 戸に対し、耐震化の目標 95%を達成するために耐震化を図る必要がある住宅戸数は 2,661 戸(9.3%)となっている。

「(2) 民間特定建築物の耐震化の目標」は、耐震化率については、住宅と同様に、平成 32 年度までに 95%とすることを当面の目標としている。

「(3) 防災上重要な公共建築物の耐震化の目標」は、耐震化率を 100%とすることを平成 32 年度末の目標としている。なお、小・中学校は、既に耐震改修等を完了しているところであり、天井や照明器具等の落下防止対策については、別途取り組む必要があるとしている。

「3-2 耐震化の取組方針」では、「(1) 建築物所有者の主体的な取組」の中で、建築物所有者が自らの問題、地域の問題として十分に認識し、主体的に取り込むことが重要であるとしている。

「(2) 市の取組」として、耐震診断及び耐震改修について、国、東京都と連携を図りながら普及啓発を推進するとともに、経費の負担軽減のための助成制度の構築に努めるものとしている。また、防災上重要な公共建築物については、ほぼ全て耐震化を完了しており、残る建築物も早期に耐震化を図るものとしている。

「3-3 耐震化促進に向けた重点項目」では、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、木造住宅の耐震化、防災上重要な建築物の耐震化の 3 点を掲げている。

「(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」は、緊急輸送道路の概要に続き、次ページに耐震化の方針を示している。本市においては、第一次緊急輸送道路の新青梅街道、第二次緊急輸送道路の都道 55 号線及び青梅街道、第三次緊急輸送道路の都道 162 号線及び主要市道

第 25 号線等が特定緊急輸送道路に指定され、沿道の 4 棟が特定沿道建築物となっており、引き続き耐震診断、耐震改修等に関する助成制度を設ける。なお、特定緊急輸送道路に指定されていない一般緊急輸送道路についても、緊急輸送ネットワークの重要性に鑑み、今後、沿道建築物の耐震化に関する助成制度を検討していくものとしている。

「(2) 木造住宅の耐震化」について、特に木造住宅は、市では耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の充実を図っているところであり、今後も、関係機関と連携しながら、できる限り建築物所有者に対する普及啓発や技術支援を行い、耐震化の促進に努めるものとしている。

「(3) 防災上重要な建築物の耐震化」について、「① 防災上重要な公共建築物の耐震化」は、学習等供用施設 1 棟を残し全て耐震化を完了しているところであり、今後、この建築物についても都営住宅建替事業により、移転後に取り壊される見込みである。「② 民間特定建築物の耐震化」については、多摩建築指導事務所と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するなど、建築物所有者のニーズを把握しながら耐震化の促進に努めるものとしている。

22 ページを御覧いただきたい。「第 4 章 耐震化促進のための施策」である。「4-1 普及啓発」では、「(1) 情報提供の充実」として、市報及び市ホームページによる情報提供の充実を図るほか、様々な機会を捉えて積極的な情報提供に努めていく。また、東京都等による耐震関係の相談会、イベント等の事業について周知を図るとともに、関係機関と連携し耐震に関する情報の提供を図るとし、具体例として、東京都による耐震キャンペーン、東京都耐震マーク表示制度等を例示している。普及啓発に関するその他の施策として、「(2) 防災マップの活用」「(3) 災害情報サービスの充実」「(4) 相談体制の充実」を掲げている。

「4-2 所管行政庁との連携」では、市民や事業者からの耐震化に関する種々の疑問、相談等に対応するため、多摩建築指導事務所との連携強化に努めるとともに、同事務所が実施する耐震改修促進法に基づく指導、助言等について適切に行われるよう必要な調整を図るとしており、次ページに連携の内容を例示している。

「4-3 耐震化に対する支援策」の「(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に対する支援」については、特定緊急輸送道路沿道に関し、引き続き国及び東京都と連携し、対象建築物の所有者に対する耐震改修等に係る助成制度を確立し、積極的な働き掛けを行うなど必要な支援策を講じる。また、一般緊急輸送道路沿道の対象建築物

に対しても、今後、耐震化の促進に向けて助成制度の創設を検討していく。

「(2) 木造住宅の耐震化に対する支援」について、本市では、昭和56年5月31日以前に建築に着手された木造住宅を対象として、耐震診断、耐震改修等について助成を行っており、引き続き必要な支援策を講じていく。

「(3) 民間特定建築物の耐震化に対する支援」は、多摩建築指導事務所と連携し、その所有者に耐震診断、耐震改修等の促進を働き掛けるとともに、支援策について検討していく。

「4-4 その他の安全対策」では、物体の落下、倒壊等による被害軽減策の具体化について検討し、生活空間の安全性の向上に努めることとし、以下の施策を掲げている。

「(1) ブロック塀等の倒壊防止対策」として、奨励金の活用及びまちづくり条例に基づく接道部緑化の基準などによる生垣の設置推進、「(2) 屋外広告物等の脱落等防止対策」として、緊急輸送道路や避難路となる道路沿道の屋外広告物等の設置者に対する慎重な対応、「(3) 狭あい道路の解消対策」として、狭あい道路拡幅整備計画の策定及び計画的な道路整備、「(4) エレベーターの閉じ込め防止対策」として、エレベーターの所有者等に対する閉じ込め防止対策の必要性の周知などである。

29 ページ以降については、参考資料として、耐震改修促進法など関連する法令等を掲載している。説明は以上である。

(質 疑)

- 印刷部数及び配布先はどのように予定しているのか。
- 内部で印刷をし、広資料等で配布予定である。
- 公共施設には設置するのか。
- 市政情報コーナーや情報館「えのき」には設置予定である。市ホームページにも掲載予定である。
- 図書館には設置した方がよいのではないか。
- 他の計画と同様の取扱いとし、図書館にも設置する。
- 22 ページの「耐震マーク」について、表示は義務付けられているのか。
- 義務ではなく、必要な場合には申請することにより交付される。
- 14 ページの表 2-3-4 の「区分」の中に「消防団分団」とあるが、建築物であるので表記を変えた方がよいのではないか。
- 「消防団分団車庫」がよいのではないか。
- 建築物と分かる形に訂正する。

	<p>○ 15 ページの表 2-3-6 の区分に「歴史民俗資料館」はあるが、「歴史民俗資料館分館」はない。表に入れなくてよいか。</p> <p>● 基準日としては本計画策定日とするので、特定建築物で不特定多数の市民が利用する建築物ということであれば、分館も入れることが望ましいと思う。「歴史民俗資料館」の中に分館も含めた数で数字を変更する。</p> <p>○ 同表中の「地区集会所」には、湖南地区集会所及びさいかち公園地区集会所は含まれているのか。</p> <p>● 湖南地区集会所は含まれているが、さいかち公園地区集会所は平成 29 年 4 月 1 日に開館のため、含まれていない。</p> <p>(結 果) 一部修正の上、決定する。</p> <p>議題 2 その他 特になし。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 374)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)